

# 岩手県出資等法人連携・協働指針

令和2年2月

岩 手 県

# 目 次

<b>I</b>	<b>策定の趣旨等</b>	
1	策定の趣旨 .....	1
2	対象法人 .....	1
3	取組の進め方 .....	2
<b>II</b>	<b>これまでの出資等法人改革の取組等</b>	
1	これまでの取組と成果 .....	4
2	今後の課題 .....	6
<b>III</b>	<b>基本的な考え方</b>	
1	県施策と法人との連携・協働 .....	8
2	自律的マネジメントの促進 .....	8
3	健全経営の維持・確保 .....	8
4	情報公開の推進 .....	9
<b>IV</b>	<b>具体的な取組</b>	
	【取組1】 県施策と法人との連携・協働 .....	10
	【取組2】 自律的マネジメントの促進 .....	13
	【取組3】 健全経営の維持・確保 .....	15
	【取組4】 情報公開の推進 .....	19

(参考資料) 本指針の対象とする県出資等法人一覧

# 策定の趣旨等

## 1 策定の趣旨

岩手県を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、情報通信技術の飛躍的な進展など大きな変化の中にあります。

県は、こうした変化に的確に対応し「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる政策の実効性を高めていくため、多様な主体との連携・協働を推進し、東日本大震災津波等の大規模災害からの復興、多様化・複雑化する県民ニーズや地域課題の解決に取り組んでいくことが求められています。

県出資等法人（以下「法人」といいます。）においては、県の施策を推進する主体のひとつとして、自律的な運営のもと、法人の持つ専門性、機動性、柔軟性といった長所や強みを生かし、効果的な事業展開を図っていく必要があります。

この指針では、「いわて県民計画（2019～2028）」等に基づく施策を推進する上での法人の役割、県施策と法人との連携・協働のあり方、継続的な運営改善による健全経営の維持・確保等に関して、基本的な考え方と取組内容を示します。

なお、この指針は、「いわて県民計画（2019～2028）」第1期アクションプラン「行政経営プラン」に基づき策定する指針とします。

## 2 対象法人

県は、これまで、法人が事業を実施することにより、県の施策が効果的に展開される場合や、地域振興等の観点から資本参加する必要がある場合など、法人事業の公益性、行政関与の必要性等に着目し、出資又は出えん（以下「出資等」といいます。）を行ってきました。

この指針では、県が出資等を行っている特別法法人、公益法人、一般法人及び会社法法人で、県内に主たる事務所のある法人を対象とします（「(参考資料) 本指針の対象とする県出資等法人一覧」参照）。

なお、株式会社岩手銀行及び株式会社東北銀行の業務運営については、銀行法等に基づき国（金融庁）が直接監督していることから、これまでどおり、県の指導監督対象としない取扱とします。

本指針の対象とする県出資等法人数（令和2年2月1日現在）（単位：法人）

区 分	県の出資割合				
	計	25%以上		25%未満	
		うち 50%以上			
計	40	35	20	5	
（ 内 訳 ）	特別法法人	4	3	3	1
	公益法人	22	21	15	1
	一般法人	3	3	1	0
	会社法法人	11	8	1	3

注）株式会社岩手銀行及び株式会社東北銀行は含まない。※

※ 株式会社岩手銀行及び株式会社東北銀行への出資について

両行に対する県の出資は、当初、設立支援と育成を目的としていましたが、現在は、両行が、県との協調による制度融資や経営支援等により、地域振興や復興を推進する役割を担っており、このような取組と連携・協働することを目的としています。

### 3 取組の進め方

#### （1） 県の取組

ア 法人が県の施策推進において担う役割、県施策との連携・協働のあり方を明らかにするため、この指針に基づいて法人ごとに「連携・協働の取組方向」を定めます。

イ 「いわて県民計画（2019～2028）」の各アクションプラン等に掲げる施策の実現に向けて法人が達成すべき事業目標等として、3年間程度を期間とする「中期経営目標」を設定します。

ウ 県出資等法人指導監督要綱に基づき、毎年度、事業実施状況及び経営状況について運営評価を行います。

エ 運営評価の結果を法人と共有し、法人に対して自律的な課題解決を促すとともに、事業の有効性を確保するため、必要に応じて指導・助言を行います。

## (2) 法人の取組

- ア 県が定める「連携・協働の取組方向」に掲げる法人の役割を踏まえ、「中期経営目標」を達成するための行動計画として、3年間程度を期間とする「中期経営計画」を策定します。
- イ 「中期経営計画」を達成するため、県や関係団体等と連携・協働して事業を実施します。
- ウ 県出資等法人指導監督要綱に基づき、毎年度、「中期経営計画」の達成状況、事業実施状況及び経営状況について自己評価を行い、県の評価を受けます。
- エ 自己評価及び県評価の結果を受け、自律的に課題解決を行います。

## (3) 指針の見直し

この指針は、「行政経営プラン」の計画期間を基本として、社会経済情勢の変化や県施策の推進状況などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

## II

# これまでの出資等法人改革の取組等

## 1 これまでの取組と成果

### (1) 経営改善の推進

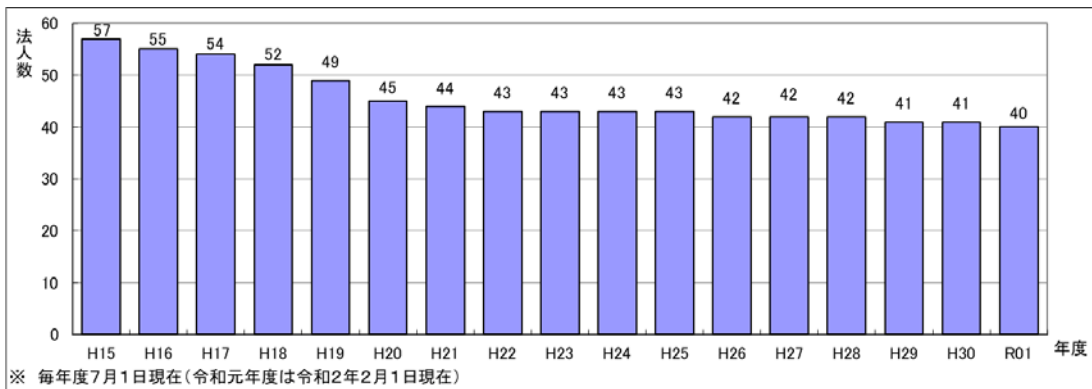
県では平成15年10月に「岩手県行財政構造改革プログラム」を策定し、長引く景気の低迷や社会経済情勢の大きな変化に対応するため、歳入確保、歳出削減、職員体制のスリム化などに取り組みました。

法人では、それまで比較的安定的に県民サービスの規模が維持、拡大していたことから、法人マネジメントの重要性が必ずしも十分に意識されずに運営が行われてきた傾向にありました。

また、大きな環境変化への対応が十分になされず、結果として、法人の中には、県施策推進上の役割や存在意義が希薄化したり、経営上の問題が大きくなったものが出てきました。

こうした問題は、法人の運営だけでなく、法人が提供するサービスの内容や出資等を行っている県の行財政にも大きな影響を与えかねないことから、県では、「岩手県出資等法人改革推進プラン」（平成15年度～平成18年度）及び「新岩手県出資等法人改革推進プラン」（平成19年度～平成22年度）を策定し、集中的に法人の経営改善に取り組みました。

県施策推進上の役割や存在意義が希薄化した法人、設立直後の立ち上がりを支援するために出資等を行った法人について、廃止や出資引揚げなど整理合理化を進めるとともに、経営上問題を抱えている法人については、経営改善計画に基づく早急な経営改善を推進し、将来にわたって過大な県民負担を招くおそれが生じないように、経営上の課題解決に向けて取り組みました。



【参考1】指導監督対象とする県出資等法人数の推移

## (2) 指導監督体制の強化

法人が健全運営を維持・確保し、県施策推進上の役割を継続して担うことができるよう、県の指導監督体制を強化するため、外部の専門家で構成する県出資等法人運営評価委員会を設置するとともに、県出資等法人に対する新たな運営評価制度を創設し、運用しています。

また、運営評価の結果等を踏まえ、課題解決が必要な法人を対象に、公認会計士等の専門家による外部経営調査を実施し、課題に関する客観的な調査・分析とアドバイスを実施しています。

こうした取組により、各法人においては、「中期経営目標」及び「中期経営計画」に基づく法人運営とPDC Aサイクルによる運営評価を通じた継続的な改革・改善の仕組が定着してきました。

## (3) 法人の自律的な運営の促進

法人が、社会経済情勢の変化に対応し、安定的・継続的に県民サービスを提供するためには、法人の自律的な運営を促していくことが求められることから、県の関与の適正化等に取り組みました。

県費の支出については、法人への運営費補助や運転資金としての短期貸付などについて、必要性や法人の自助努力が十分であることを検証し、適正化を図りました。

県職員（知事、副知事を含む。）の法人代表者への就任については、県と法人の役割分担の明確化や経営責任の明確化の観点から、真に必要な場合を除いて原則取り止めるとともに、法人役員への就任についても、県施策の実効性を確保する必要がある場合に限るなど、適正化を図りました。

県職員の派遣についても、法人の存在意義や事業の必要性を見直し、県と法人との役割分担の明確化の観点から適正化を図りました。

また、法人は、その運営に県民の資源が投入されていることを踏まえ、法人に関する情報が、県民の理解と信頼を確保する観点から、できる限り、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で提供されるよう指導を行いました。

## 2 今後の課題

---

### (1) 県の施策との連携強化

県は、県民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、政策の基本方向を明らかにする「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、具体的な施策は、アクションプランや部門別計画等を定めて推進しています。

法人は、県施策の推進主体のひとつとして、各アクションプラン等に掲げる施策目標を達成するため、県の施策推進において担う役割を明らかにし、県をはじめとする多様な主体と連携・協働を進め、県民に対するサービスを安定的・持続的に提供していく必要があります。

### (2) 自律的なマネジメントの強化

社会経済情勢の大きな変化により、法人運営は厳しい環境の下にあり、財務や人材確保など法人運営に対する様々な影響が懸念されています。

法人が設立目的を達成し、県施策の推進主体のひとつとして役割を担っていくためには、自律的なマネジメントのもと環境変化や運営リスクに適切に対応していくことが必要です。

また、法人は、県の施策推進上の役割を担い県民へのサービス提供を行うことから、コンプライアンスの徹底など、法人の公益性を踏まえた適正な運営が求められます。

### (3) 継続的な運営改善

県と法人は、平成15年度から平成22年度にかけて集中的な改革・改善を実施し、経営上の問題がある法人については廃止・出資引揚げ等の改革を行うとともに、経営改善を継続的に実施するため運営評価制度を導入しました。

法人が経営状況の悪化などにより結果として過大な県民負担を招くおそれが生じないように、運営評価制度の活用などにより健全経営を維持・確保していくことが求められます。

また、法人が安易に県からの出資等、補助や職員派遣といった県民の資源の投入に依存することがないように、自律的な運営を促していく必要があります。



#### (4) 県民の信頼を得るための情報公開

法人に対しては、公益性の高い事業を実施する観点から、県からの出資等、補助、職員派遣など県民の資源が投入されていることから、法人の役割、事業内容、運営状況、県の関与の状況等について、県民への説明責任を果たし、県民からの理解と信頼を得られるよう情報公開の取組を進めてきました。

情報公開に当たっては、法令等の規定に基づき、個人情報保護など特別の支障があるものを除いて、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で行う必要があります。

# III

## 基本的な考え方

### 1 県施策と法人との連携・協働

---

県が、震災からの復興、多様化・複雑化する県民ニーズや地域課題に対応するためには、多様な主体とのつながりを形成していくことが必要であり、法人においても、その長所や強みを生かして主体的に県施策と連携・協働することが求められます。

県は、法人の設立目的、県の出資目的及び法人を取り巻く環境を継続的に確認するとともに、法人の県施策推進上の役割を明確化し、県施策との連携・協働のあり方を示します。

### 2 自律的マネジメントの促進

---

法人が県の施策推進上の役割を担っていくためには、法人自らが環境変化に伴う新たな課題を主体的に捉え、機動性と柔軟性を十分に生かしながら、効果的な対策を講じていくことが求められます。

県は、法人を取り巻く環境の変化、多様化・複雑化する県民ニーズや地域課題に法人が主体的に対応することができるよう、適切な組織運営やリスク管理体制の構築など、法人の自律的マネジメントの確立を促進します。

### 3 健全経営の維持・確保

---

法人が県施策との連携・協働を推進するためには、法人が担う役割を踏まえた経営目標を設定し、P D C Aサイクルによる評価と改善に取り組む必要があります。また、経営面においても、将来の過大な県民負担を招くおそれが生じないよう、健全経営を維持・確保していく必要があります。

県は、法人が、毎年度の運営評価を通じて、事業実施状況及び経営状況を把握し、目標達成と健全経営の維持・確保について指導監督を行います。

## 4 情報公開の推進

---

法人の運営には、県からの出資、補助、職員派遣などのかたちで貴重な県民の資源が投入されていることから、法人の担う役割、事業の内容と実施状況、経営状況、県の関与の状況等に関する情報を公開し、法人に対する県民からの理解を深め信頼を得ることが必要です。

情報の公開に当たっては、個人情報保護など特別の支障があるものを除き、法人が県の施策推進において担う役割や運営状況について、県民に分かりやすく入手しやすい方法により実施します。

# IV

## 具体的な取組

### 【取組 1】 県施策と法人との連携・協働

#### 1 目指す姿

- ・ 「いわて県民計画（2019～2028）」の各アクションプランや部門別計画等に基づく県の施策推進において、各法人が担う役割が明確にされています。
- ・ 法人が、専門性や機動性などの長所や強みを生かして県施策を効果的に推進し、県民サービスの質の向上を実現するため、県施策と法人との連携・協働のあり方が示されています。
- ・ 社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、法人の役割や連携・協働のあり方について、継続的に確認されています。
- ・ 法人が県の施策目標の達成に向けて計画的に事業や経営改善を実施するため、「中期経営目標」と「中期経営計画」が策定されています。

#### 2 現状と課題

- ・ 県施策の推進において法人が担う役割について、「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる政策や各アクションプラン等に掲げる施策と関連付け、あらためて明確に示す必要があります。
- ・ 県は、これまでも、復興や多様化・複雑化する地域課題に対応するため、法人との連携・協働に取り組んできましたが、引き続き、法人の長所や強みを生かした連携・協働により、効果的な施策展開を図っていく必要があります。

### 3 目指す姿を実現するための取組

#### (1) 法人との連携・協働のあり方

##### ア 「連携・協働の取組方向」の策定

- ・ 法人ごとに「連携・協働の取組方向」を定め、法人が「いわて県民計画(2019～2028)」、各アクションプランや部門別計画等に掲げる県の施策推進において担う役割、法人の長所や強みを生かした県施策との連携・協働のあり方を示します。

##### イ 県施策と法人との連携・協働の効果的な推進

- ・ 県施策と法人との連携・協働を効果的に進めるため、引き続き、法人からの要請に基づき理事会等への参画を行うとともに、会議や研修などの機会を活用して、県施策の方向性について認識を共有し、十分な意見交換や情報共有を行います。

##### ウ 法人の役割等の継続的な確認

- ・ 民間団体との代替性及び役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を行い、県民へのサービス提供を担う事業主体としての法人の適切性について確認します。
- ・ 法人の役割や県施策との連携・協働のあり方については、県施策の方向性、社会経済情勢など法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、質の高いサービスを提供するため継続的に確認します。
- ・ 県の施策推進における法人の役割が極めて低くなった場合など、県として出資を継続する意義が薄れた法人については、経営状況や他の出資者等に十分配慮しながら出資の引揚げ等の検討を行います。

#### (2) 中期的な視点による経営目標設定等

##### ア 「中期経営目標」の設定

- ・ 県は、法人が県施策と連携・協働し、効果的かつ効率的な事業推進により県の施策目標を達成するため、「連携・協働の取組方向」を踏まえ、中期的に法人が達成すべき事業目標等を3年間程度を期間とする「中期経営目標」として設定します。

#### イ 「中期経営計画」の策定

- ・ 法人は、「中期経営目標」を達成するため、法人を取り巻く経営環境の分析と対応策の検討を行い、3年間程度を期間とする「中期経営計画」を策定します。

### 4 取組の役割分担

県は、法人の県施策推進上の役割を明確にし、連携・協働により質の高いサービスを提供するため、法人ごとに「連携・協働の取組方向」及び「中期経営目標」を定めます。

法人は、具体的な行動計画等を定めた「中期経営計画」を策定します。

法人	県
○県との連携・協働の効果的な推進 ○「中期経営計画」の策定	○「連携・協働の取組方向」の策定 ○法人との連携・協働の効果的な推進 ○法人の役割等の継続的な確認 ○「中期経営目標」の設定 ○「中期経営計画」策定時等の助言・指導

## 【取組2】 自律的マネジメントの促進

### 1 目指す姿

- ・ 法人を取り巻く環境の変化、多様化・複雑化する県民ニーズや地域課題を的確に捉え、新たな課題に対応して、効率的で質の高いサービスを提供するための組織マネジメントが確立されています。
- ・ 県施策推進上の役割を担う公益性の高い法人として、コンプライアンスや適正な事務処理などを徹底するためのリスク管理体制が構築されています。

### 2 現状と課題

- ・ 法人は、人口減少・少子高齢化の進行、金融経済、物価動向などの社会経済情勢により運営上大きな影響を受け、今後も厳しい環境が続くことが見込まれますが、こうした状況に的確に対応するため、組織マネジメントを確立する必要があります。
- ・ 公益性の高い法人として、県民の信頼を得て事業を実施していくため、民間企業、地方公共団体等に導入された内部統制制度などを参考として、リスク管理を行っていく必要があります。

### 3 目指す姿を実現するための取組

#### (1) 法人の組織マネジメントの確立に向けた支援

- ・ 法人の役職員が、地域課題の解決や県民へのサービス提供など、法人が担う公的役割を十分に認識し、環境の変化に的確に対応するための法人運営を確立することが必要であることから、研修の実施など法人が行う組織マネジメントに関する取組を支援します。
- ・ 法人が、安定的・継続的な運営をしていくためには、職員の育成や能力向上が必要であることから、法人のニーズや状況に応じて研修の実施など法人が行う取組を支援します。

- ・ 法人との連携・協働に係る実務を担当する県の職員に対して、法人に関する法令や会計制度などスキルアップに必要な研修を実施します。
- ・ 県は、法人運営や事業推進に関する先進的な取組事例など、組織マネジメントの向上に資する情報を法人に対して提供します。

## (2) 法人のリスク管理体制の強化

- ・ 県の施策推進上の役割を担う公益性の高い法人として、県民からの信頼を得るためコンプライアンスの徹底や事務処理の適正性を確保します。
- ・ 県は、地方自治体や民間法人における内部統制の取組など、リスク管理に関する取組事例の紹介や導入支援を行います。

## 4 取組の役割分担

法人は、環境変化やリスクに対応する自律的なマネジメントの確立やリスク管理体制の強化に向けて、役職員に対する研修や組織的な内部管理体制の充実などの必要な取組を実施します。

県は、法人の自律的なマネジメントの確立やリスク管理体制の強化に向けた取組に対する支援を行います。

法人	県
<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織マネジメントに関する研修等の実施</li> <li>○職員を対象とした研修等の実施・参加</li> <li>○リスク管理体制強化に向けた取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織マネジメントに関する研修等の実施の支援</li> <li>○法人のニーズや状況に応じて法人の研修等の実施の支援</li> <li>○実務を担当する職員のスキルアップの実施</li> <li>○組織マネジメントの向上に資する情報提供</li> <li>○リスク管理に関する取組事例の紹介や導入支援</li> </ul>



## 【取組3】健全経営の維持・確保

### 1 目指す姿

- ・ 法人の経営目標の達成や経営状況について、P D C Aサイクルにより評価する仕組が定着し、法人が評価結果に基づいて主体的に改善に取り組んでいます。
- ・ 将来にわたって県民の過大な負担を招くおそれが生じないよう、法人の健全経営が維持・確保されています。
- ・ 法人に対する県の関与は、法人事業の確実な実施と県施策の実効性を高めるため、適正な内容となっています。

### 2 現状と課題

- ・ これまで実施してきた経営改善の取組により、P D C Aサイクルに基づく運営評価制度が定着していますが、引き続き、県民視点に立った目標を設定し、目標達成状況の評価と改善に取り組む必要があります。
- ・ 著しく経営が悪化している法人はありませんが、今後も、県の関与に過度に依存することなく、自立的な経営を行っていく必要があります。

### 3 目指す姿を実現するための取組

#### (1) 中期的な視点による目標設定等【【取組1】3(2)の再掲】

##### ア 「中期経営目標」の設定

- ・ 県は、法人が県施策と連携・協働し、効果的かつ効率的な事業推進により県の施策目標を達成するため、「連携・協働の取組方向」を踏まえ、中期的に法人が達成すべき事業目標等を3年間程度を期間とする「中期経営目標」として設定します。

## イ 「中期経営計画」の策定

- ・ 法人は、「中期経営目標」を達成するため、法人を取り巻く経営環境の分析と対応策の検討を行い、3年間程度を期間とする「中期経営計画」を策定します。

## (2) 法人の「中期経営計画」の達成支援

### ア 運営評価制度の運用

- ・ 法人が県施策と連携・協働して健全経営のもと安定的・継続的に県民へのサービス提供を行うため、法人の自立的経営の推進と運営の改善を目的として運営評価制度を運用します。
- ・ 運営評価制度は、PDCAサイクルにより毎年度実施する「運営評価」と、運営評価の結果に基づき必要に応じて実施する「外部経営調査」により実施します。

### イ 運営評価の実施

- ・ 県は、法人が策定した「中期経営計画」の達成状況について、県出資等法人指導監督要綱に基づき、毎年度、県の法人への関与や自立の度合いなどを考慮して運営評価を行います。
- ・ 運営評価に当たっては、客観性及び透明性を確保するため、外部の有識者により構成される岩手県出資等法人運営評価委員会の助言を受けるものとします。

### ウ 外部経営調査の実施

- ・ 運営評価の結果、運営に関して助言が必要と認められる法人について、公認会計士等の活用により、専門的かつ客観的な視点から法人の事業内容や財務内容を検証しアドバイスを行うため、外部経営調査を実施します。

### エ 運営評価制度の検証と見直し

- ・ 運営評価制度が、法人の経営改善に関して有効に機能し、県民に分かりやすい制度となるよう継続して検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 法人の健全経営の維持・確保

#### ア 法人の自律的な経営改善

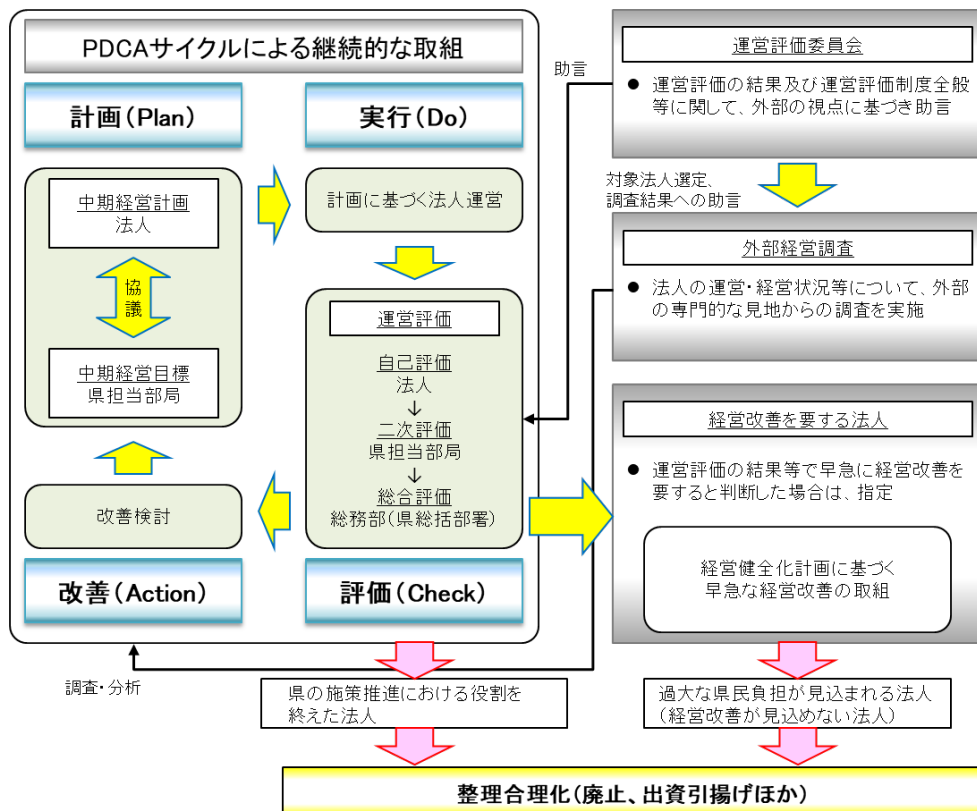
- 法人は、自らが継続的に経営改善に取り組み、健全経営を維持・確保することが基本であることから、運営評価制度を有効に活用して自立的に経営改善策を検討、実行します。

#### イ 法人の経営状況の把握と指導監督

- 県は、運営評価等を通じて毎年度の法人の経営状況を把握し、法人の健全経営の維持・確保に向けた取組に対して、適切な指導監督を行います。

#### ウ 経営改善を要する法人の指定等

- 運営評価の結果等から、早急に経営改善が必要と認められる法人については、将来的に過大な県民の負担を招くおそれが生じないように、県出資等法人指導監督要綱に基づき「経営改善を要する法人」として指定し、経営改善計画の策定と実施など経営改善に向けた取組を促します。



【参考2】県出資等法人運営評価制度体系図

#### (4) 県の関与の適正化

- 法人への県職員派遣（人的支援）や運営費補助、短期貸付金及び損失補償（財政的支援）など法人に対する県の関与は、法人の役割や自立の度合いなどを考慮し、復興や地域課題の解決に係る法人事業が確実に実施され県施策の実効性を高める観点から、真に必要なか否かの検討を行います。

#### 4 取組の役割分担

法人は、県とは別個の経営体であることから、県の支援に過度に依存することなく、法人自らが運営評価制度等を活用して主体的に経営改善等に取り組みます。

県は、法人の指導監督の中核となる運営評価制度が、効果的で県民が理解しやすい制度となるよう継続的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

法人	県
<ul style="list-style-type: none"><li>○「中期経営計画」に基づく法人運営・経営</li><li>○運営評価の実施（自己評価）</li><li>○運営評価結果に基づく改善の取組</li><li>○経営基盤及び組織体制の強化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○「中期経営計画」策定時等の助言・指導</li><li>○運営評価の実施（二次評価、総合評価）</li><li>○運営評価結果に基づく改善指導・助言</li><li>○外部経営調査の実施</li><li>○運営評価制度の検証と見直し</li><li>○県の関与の適正化の検討</li></ul>

## 【取組 4】 情報公開の推進

### 1 目指す姿

- ・ 法人の役割、事業内容、事業実施状況、県の関与の状況等、法人の運営に関する情報が、個人情報保護など特別の支障がある場合を除き、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で提供されています。
- ・ 情報公開が、法人の運営及び経営に関する県民のチェック機能を果たしています。

### 2 現状と課題

- ・ 県は、法人が県の施策推進において担っている役割等について、県民に分かりやすく情報提供することにより、県施策との連携・協働について県民の理解を深める必要があります。
- ・ 法人においても、個人情報保護など特別の支障がある場合を除き、できる限り、法人運営に関する情報を公開することで説明責任を果たし、県民の信頼を得る必要があります。

### 3 目指す姿を実現するための取組

#### (1) 法人の基本情報の公開

- ・ 県の施策推進上の法人の役割と県施策との連携・協働のあり方を公表します。
- ・ 「出資法人の保有する情報の公表に関する要綱」等に基づき、特別の支障がある場合を除き、法人の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備え付けるとともに、インターネットを通じて公表するなど、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で公表を行います（「別表 法人が情報公開すべき項目一覧」参照）。
- ・ 法人の情報公開が、県民に分かりやすく、入手しやすい方法で実施されているか、運営評価により毎年度点検を行い、必要な見直しを進めます。

## (2) 運営評価及び県の関与に関する情報の公開

- ・ P D C Aサイクルによる法人の運営改善の実効性を高め、県民の信頼を得るため、県は法人の運営評価の結果や改善の状況等について公表します。
- ・ 県は、県からの補助金、貸付金、県職員の派遣等、県関与の状況について県のホームページで公表します。

## (3) 個人情報保護等への対応

- ・ 情報公開にあたっては、「個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）」等に沿って適正に情報を取り扱うものとします。

## 4 取組の役割分担

県及び法人は、法人への出資等に県民の資源が投入されていることを強く認識し、県民の理解と信頼を得るため、法人に関する情報の公表を進めます。

法人	県
○情報提供する仕組みの整備 ○法人に関する基本的情報の公開 ○インターネットによる公開の推進 ○情報公開状況の自己点検	○「連携・協働の取組方向」等の公表 ○法人による積極的な情報公開に対する助言・指導 ○法人による情報公開の状況の点検

### (別表) 法人が情報公開すべき項目一覧

法人の区分	項目
(1) 特別法法人	① 定款 ② 役員名簿 ③ 事業報告書 ④ 財産目録 ⑤ 貸借対照表 ⑥ 損益計算書（収支計算書） ⑦ 剰余金計算書 ⑧ 事業計画書 ⑨ 収支予算書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 中期経営計画等の法人に係る基本的な計画書</li> <li>⑪ 法人の職員数及び法人の職員の給与に関する情報</li> <li>⑫ 法人の役員の報酬・退職金に関する情報</li> <li>⑬ その他当該特別法人自らが公表の対象とした資料</li> </ul>
(2) 一般社団法人、 一般財団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款</li> <li>② 役員等名簿</li> <li>③ 社員名簿（一般社団法人に限る。）</li> <li>④ 貸借対照表</li> <li>⑤ 正味財産増減計算書</li> <li>⑥ 事業報告書</li> <li>⑦ ④から⑥までの資料に係る附属明細書</li> <li>⑧ 公益目的支出計画実施報告書（旧民法法人からの移行法人に限る。）</li> <li>⑨ 中期経営計画等の法人に係る基本的な計画書</li> <li>⑩ 法人の職員数及び法人の職員の給与に関する情報</li> <li>⑪ 法人の役員の報酬・退職金に関する情報</li> <li>⑫ その他当該一般社団法人又は一般財団法人自らが公表の対象とした資料</li> </ul>
(3) 公益社団法人、 公益財団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款</li> <li>② 役員等名簿</li> <li>③ 社員名簿（公益社団法人に限る。）</li> <li>④ 事業計画書</li> <li>⑤ 収支予算書</li> <li>⑥ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</li> <li>⑦ 財産目録</li> <li>⑧ 報酬等の支給の基準を記載した書類</li> <li>⑨ キャッシュ・フロー計算書（作成している場合に限る。）</li> <li>⑩ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</li> <li>⑪ 貸借対照表</li> <li>⑫ 正味財産増減計算書</li> <li>⑬ 事業報告</li> <li>⑭ ⑪から⑬までの資料に係る附属明細書</li> <li>⑮ 中期経営計画等の法人に係る基本的な計画書</li> <li>⑯ 法人の職員数及び法人の職員の給与に関する情報</li> <li>⑰ 法人の役員の報酬・退職金に関する情報</li> <li>⑱ その他当該公益社団法人又は公益財団法人自らが公表の対象とした資料</li> </ul>
(4) 会社法人(株 式会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款</li> <li>② 役員名簿</li> <li>③ 貸借対照表</li> <li>④ 損益計算書</li> <li>⑤ 株主資本等変動計算書</li> <li>⑥ 個別注記表</li> <li>⑦ 事業報告書</li> <li>⑧ ③から⑦までの資料に係る附属明細書</li> <li>⑨ 中期経営計画等の法人に係る基本的な計画書</li> <li>⑩ 法人の職員数及び法人の職員の給与に関する情報</li> <li>⑪ 法人の役員の報酬・退職金に関する情報</li> <li>⑫ その他当該会社法人自らが公表の対象とした資料</li> </ul>

注) 公表することにより、当該法人及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断された情報は除きます。

(参考資料)

## 本指針の対象とする県出資等法人一覧

(令和2年2月1日現在)

NO.	法人の名称	設立年月日	資本金等		県出資金等		所管部局等	所管課
			(千円)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)		
1	(公財)さんりく基金	平成6年5月9日	335,400	230,000	68.6%	政策地域部	政策推進室	
2	三陸鉄道(株)	昭和56年11月10日	306,000	144,000	47.1%		交通政策室	
3	IGRいわて銀河鉄道(株)	平成13年5月25日	1,849,700	1,000,000	54.1%		交通政策室	
4	(株)アイシーエス	昭和41年9月1日	35,000	3,500	10.0%		科学・情報政策室	
5	(公財)岩手県国際交流協会	平成1年10月18日	1,096,400	787,771	71.9%		国際室	
6	(公財)岩手県文化振興事業団	昭和60年3月26日	10,000	10,000	100.0%	文化スポーツ部	文化振興課	
7	(公財)岩手県スポーツ振興事業団	昭和60年3月26日	10,000	10,000	100.0%		スポーツ振興課	
8	(一財)クリーンいわて事業団	平成3年11月11日	10,200	3,300	32.4%	環境生活部	資源循環推進課	
9	(公財)いわて愛の健康づくり財団	昭和62年11月4日	322,022	110,300	34.3%	保健福祉部	保健福祉企画室	
10	(公財)いわてリハビリテーションセンター	平成4年4月1日	30,000	10,000	33.3%		医療政策室	
11	(社福)岩手県社会福祉事業団	昭和46年12月22日	10,000	10,000	100.0%		地域福祉課	
12	(公財)いきいき岩手支援財団	昭和63年5月20日	3,940,161	3,105,000	78.8%		長寿社会課	
13	(公財)いわて産業振興センター	昭和61年9月1日	306,030	155,000	50.6%	商工労働観光部	商工企画室	
14	岩手県オイルターミナル(株)	昭和54年8月30日	720,000	250,000	34.7%		商工企画室	
15	岩手県土地開発公社	昭和48年3月31日	30,000	30,000	100.0%		商工企画室	
16	岩手県信用保証協会	昭和23年10月27日	9,507,431	5,286,083	55.6%		経営支援課	
17	(株)盛岡地域交流センター	平成4年2月20日	2,600,000	611,000	23.5%		ものづくり自動車産業振興室	
18	(株)北上オフィスプラザ	平成6年4月15日	1,791,000	300,000	16.8%		ものづくり自動車産業振興室	
19	(株)岩手ソフトウェアセンター	平成6年4月25日	1,278,500	350,000	27.4%		ものづくり自動車産業振興室	
20	(公財)盛岡地域地場産業振興センター	昭和59年8月31日	27,370	7,500	27.4%		産業経済交流課	
21	岩手県産(株)	昭和39年12月17日	90,000	41,226	45.8%		産業経済交流課	
22	(公財)岩手県観光協会	昭和39年4月16日	57,000	47,000	82.5%		観光課	
23	(公財)盛岡観光コンベンション協会	平成6年8月1日	304,900	75,000	24.6%		観光課	
24	(公財)ふるさといわて定住財団	平成5年5月20日	212,500	200,000	94.1%		定住推進・雇用労働室	
25	(株)クリーンピアいわて	平成1年5月15日	50,000	20,000	40.0%		定住推進・雇用労働室	
26	岩手県農業信用基金協会	昭和37年3月19日	3,584,490	793,770	22.1%	農林水産部	団体指導課	
27	(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	昭和45年7月23日	1,034,250	497,050	48.1%		流通課	
28	(株)いわちく	昭和36年2月7日	3,573,307	1,224,006	34.3%		流通課	
29	(公社)岩手県農業公社	昭和46年3月29日	40,000	35,000	87.5%		農業振興課	
30	(公財)岩手県生物工学研究センター	平成4年2月1日	100,000	100,000	100.0%		農林水産企画室	
31	(公社)岩手県農産物改良種苗センター	昭和55年7月29日	500,000	200,000	40.0%		農産園芸課	
32	(一社)岩手県畜産協会	昭和30年12月19日	73,000	41,000	56.2%		畜産課	
33	(公財)岩手県林業労働対策基金	平成3年10月31日	1,150,000	900,000	78.3%		森林整備課	
34	(一社)岩手県栽培漁業協会	平成6年3月11日	10,070	4,000	39.7%		水産振興課	
35	(公財)岩手県漁業担い手育成基金	平成3年10月1日	510,000	250,000	49.0%		水産振興課	
36	(公財)岩手県土木技術振興協会	昭和56年4月1日	11,000	6,000	54.5%	県土整備部	県土整備企画室	
37	岩手県空港ターミナルビル(株)	昭和56年6月8日	340,000	100,000	29.4%		県土整備企画室	
38	(公財)岩手県下水道公社	昭和62年4月1日	10,000	5,000	50.0%		下水環境課	
39	(公財)岩手育英奨学会	昭和42年7月14日	525,000	410,959	78.3%	教育委員会	教育企画室	
40	(公財)岩手県暴力団追放推進センター	平成4年4月27日	600,000	499,105	83.2%	警察本部	組織犯罪対策課	
合 計 (40法人)			36,990,731	17,862,570	48.3%			



